

## 第15章 環境規制

環境及び自然資源の持続的な保護及び開発を目的として、1993年、環境省（Ministry of Environment）が設立された。

環境保護に関する法令としては、1996年に「環境保護と自然資源管理に関する法律（Law on Environment Protection and Natural Resource Management: LEPNRM）」が制定された。同法は、環境保護と自然資源管理の枠組みを明らかにするとともに、環境省が環境関連政策の立案と実施を管轄する旨を規定している。

その後、個別の環境法令として、1999年には①「固形廃棄物の管理に関する政令（Sub-Decree on Management of Solid Waste）」及び②「水質汚染管理に関する政令（Sub-Decree on the Water Pollution Control）」が、さらに2000年には③「大気汚染と騒音公害の管理に関する政令（Sub-Decree on the Control of Air Pollution and Noise Disturbance）」が制定されている。この他、1999年には、民間企業に対して環境負荷評価を求める政令として、④「環境負荷評価手順の実施に関する政令」が施行されている。

汚染物質の排出許容量に関する数値基準等の詳細は各政令において規定されている。例えば、①「固形廃棄物の管理に関する政令」においては、危険廃棄物のカテゴリーが指定されるとともに、それら危険廃棄物の所有者に対する保管上の義務や廃棄方法等が定められている。②「水質汚染管理に関する政令」においては、排水してよい汚染物質の許容量や、環境省の汚染物質排出許可を取得する必要があるか否かの基準が定められている。また、③「大気汚染と騒音公害の管理に関する政令」においては、大気中に放出してよい汚染物質の許容量が定められている。④「環境負荷評価手順の実施に関する政令」においては、環境負荷評価の内容と評価書式及び評価を必要とするプロジェクトの業種、内容、規模等を定めている。環境負荷評価を必要とするプロジェクトの業種、内容及び規模は図表 15-1 のとおりである。環境負荷評価を求められる民間企業は、環境負荷評価作業及びプロジェクト実施に関するモニタリング作業をカンボジア政府に委託することとなり、モニタリング作業に対して、経済財務省が定めるサービス料を支払う必要がある。サービス料は環境省の提案に従い国庫に帰属することになる。

なお、カンボジアにおいては、上記のとおり環境規制自体は存在するものの、他の東南アジア諸国と比較すると、これらは厳格には執行されておらず、環境負荷評価も環境省による執行の運用が緩やかであることに起因して通常は実施されていない。但し、現在、カンボジア政府は環境規制及び環境負荷評価に関する新たな法規制の整備を進めており、2013年中に施行されるのではないかと見込まれている。新しい法規制が施行された場合、環境規制がより厳格に運用され、環境負荷評価も適切に実施されることが期待される。

図表 15-1 環境負荷評価を必要とするプロジェクトの業種・内容・規模

プロジェクトの業種及び内容		規模	プロジェクトの業種及び内容		規模
<b>A 工業</b>					
<b>I 飲食、飲料及びタバコ</b>			10	床タイルの製造	9万個以上/月
1	食品加工及び缶詰の製造	500トン以上/年	11	炭化カルシウム工場	全サイズ
2	果物飲料の製造	1,500ℓ以上/日	12	建築材の製造（セメント）	900トン以上/月
3	果物の製造	500トン以上/年	13	自動車用油及び潤滑油	全サイズ
4	オレンジジュースの製造	全サイズ	14	石油の研究調査	全サイズ
5	ワインの製造	全サイズ	<b>VII 金属工業</b>		
6	アルコール及びビールの醸造	全サイズ	1	機械工業	全サイズ
7	水の供給	対1万人以上 注1	2	機械貯蔵工場	全サイズ
8	タバコの製造	1万箱以上/日	3	機械及び造船事業	全サイズ
9	タバコの葉の加工	350トン以上/年	<b>VIII 金属加工業</b>		
10	砂糖の精製	3,000トン以上/年	1	有刺鉄線及びネットの製造	300トン以上/月
11	精米及び穀物	3,000トン以上/年	2	製鋼、鉄、アルミニウム	全サイズ
12	魚、大豆、テリ、トマトソース	50万ℓ以上/年	3	あらゆる種類の精錬	全サイズ
<b>II 皮なめし、縫製及び繊維</b>			<b>IX その他の工業</b>		
1	繊維及び染料工場	全サイズ	1	廃棄物処理、焼却	全サイズ
2	縫製、洗浄、印刷、染色	全サイズ	2	排水処理工場	全サイズ
3	皮なめし及び膠	全サイズ	3	発電所	5MW以上
4	スポンジ、ゴム工場	全サイズ	4	水力発電	1MW以上
<b>III 木材生産</b>			5	綿の製造	15トン以上/月
1	ベニヤ板	10万㎡以上/年	6	動物食品加工	1万トン以上/年
2	人工木材	1,000㎡以上/年	<b>B 農業</b>		
3	製材工場	5万㎡以上/年	1	利権森林	1万ha以上
<b>IV 紙</b>			2	伐木	500ha以上
1	紙工場	全サイズ	3	森林で覆われた土地	500ha以上
2	パルプ及び紙の加工	全サイズ	4	農業及び農工業用地	1万ha以上
<b>V プラスチック、ゴム及び化学製品</b>			5	浸水した沿岸の森林	全サイズ
1	プラスチック工場	全サイズ	6	灌漑システム	5,000ha以上
2	タイヤ工場	500トン以上/年	7	排水システム	5,000ha以上
3	ゴム工場	1,000トン以上/年	8	漁港	全サイズ
4	バッテリー工場	全サイズ	<b>C 観光業</b>		
5	化学製品工業	全サイズ	1	観光地区	50ha以上
6	化学肥料工場	1,000トン以上/年	2	ゴルフ場	18ホール以上
7	農薬製造業	全サイズ	<b>D インフラ</b>		
8	塗料の製造	全サイズ	1	都市化開発	全サイズ
9	燃料化学	全サイズ	2	工業地域	全サイズ
10	液体、粉末及び固形の石けんの製造	全サイズ	3	道路橋の建設	重量30トン以上
<b>VI 金属以外の鉱業</b>			4	ビル	高さ12m以上又は床面積8,000㎡以上
1	セメント工業	全サイズ	5	レストラン	500席以上
2	原油精製	全サイズ	6	ホテル	60部屋以上
3	ガス工場	全サイズ	7	沿岸地域に隣接したホテル	40部屋以上
4	石油及びガスのパイプラインの製造	2km以上	8	国道の建設	100km以上
5	石油及びガスの分離・貯蔵設備	1,00万ℓ以上	9	鉄道の建設	全サイズ
6	燃料補給所	2万ℓ以上	10	港の建設	全サイズ
7	鉱業	全サイズ	11	空港の建設	全サイズ
8	ガラス及び瓶の工場	全サイズ	12	浚渫	5,000㎡以上
9	煉瓦及び屋根瓦の製造	15万個以上/月	13	ごみ集積場及び/又は埋立地	20万人以上 注2

(注 1) 1 万人以上に水を供給するプロジェクトの意

(注 2) ごみ集積場及び/又は埋立地は 20 万人以上が居住可能な地域に設置するもの

(出所) Sub-Decree on Environmental Impact Assessment Process より作成